

報告事項キ

鳥取県家庭教育推進協力企業制度要綱の改正等について

鳥取県家庭教育推進協力企業制度要綱の改正等について、別紙のとおり報告します。

平成20年1月18日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

1 鳥取県家庭教育推進協力企業制度実施要綱の一部改正の概要

- (1) 第1条の、「企業」の対象が、不明確だったため「企業（事業所及び団体を含む。）」とし、以下同様とした。
- (2) 第1条の、協定を結んだ企業を「協定締結企業」から「協力企業」とし、以下同様とした。
- (3) 第2条の、表中の項目2について、取組概要を「子どもたちによる親の職場訪問などの取組」と内容を明確にした。
- (4) 第2条の、表中の項目3の名称について、より多く社会貢献活動等に取り組んでいただけるよう、「子どもと遊ぼう」から「子どもの体験活動をひろげよう」という表現に変えた。
- (5) 第2条の、表中の項目4の名称について、企業内や従業員対象の活動だけにとどまらず、地域の子どもたちや学校と連携した取組を進めていただけるよう、「我が社の子育て環境づくり」から「我が社の子育て支援」とした。また、取組概要にも、その内容について明記した。
- (6) 改正日
平成19年12月27日

<参考> 資料1鳥取県家庭教育推進協力企業制度実施要綱の一部改正新旧対照表

2 鳥取県家庭教育推進協力企業制度における協定締結について

家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに自主的に取り組む企業と県教育委員会が協定を結び、協力しながら本県の家庭教育を推進する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の協定証授与式を平成19年12月19日（水）に行い、次に挙げる5社と協定を締結し、計115社となった。

〈協力企業5社〉

(平成17年10月創設)

	企業・事業所名	所在地
1	中国企業株式会社 鳥取営業所	鳥取市
2	中電技術コンサルタント株式会社 鳥取支社	鳥取市
3	尾崎商事株式会社 米子工場	米子市
4	有限会社 シンユー建設	米子市
5	株式会社 吉谷機械製作所	鳥取市

資料1 鳥取県家庭教育推進協力企業制度実施要綱の一部改正新旧対照表

鳥取県家庭教育推進協力企業制度実施要綱（平成17年10月3日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																				
<p>(目的) 第1条 この制度は、保護者である従業員が子育てしやすく、また、子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組む<u>企業（事業所及び団体を含む。以下同じ。）</u>と鳥取県教育委員会が協定し、<u>協定を結んだ企業</u>（以下「協力企業」という。）の取組に対して、鳥取県教育委員会が取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、企業の取組を支援することを目的とする。</p> <p>(対象企業) 第2条 前半略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">取組概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学校へ行ってみよう</td> <td>参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組</td> </tr> <tr> <td>2 仕事を語ろう・仕事を見せよう</td> <td>子どもたちによる親の職場訪問などの取組</td> </tr> <tr> <td>3 <u>子どもの体験活動をひろげよう</u></td> <td>親子や家族で参加する自然体験活動や地域活動などの実施に向けた取組</td> </tr> <tr> <td>4 <u>我が社の子育て支援</u></td> <td>上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組及びおおよび学校や地域と連携した取組</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第5条 略</p> <p>(取組実施の報告) 第6条 <u>協力企業</u>は、鳥取県教育委員会の求めに応じ、協定に基づく取組状況について報告するものとする。</p> <p>(協定の解約等) 第7条 <u>協定</u>は、<u>協力企業</u>の申し出により解約することができるものとする。ただし、第8条に基づき協定を破棄する場合は、この限りでない。</p>	項目	取組概要	1 学校へ行ってみよう	参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組	2 仕事を語ろう・仕事を見せよう	子どもたちによる親の職場訪問などの取組	3 <u>子どもの体験活動をひろげよう</u>	親子や家族で参加する自然体験活動や地域活動などの実施に向けた取組	4 <u>我が社の子育て支援</u>	上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組及びおおよび学校や地域と連携した取組	<p>(目的) 第1条 この制度は、保護者である従業員が子育てしやすく、また、子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組む<u>企業</u>と鳥取県教育委員会が協定し、<u>協定企業</u>の取組に対して、鳥取県教育委員会が取組内容を広くPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、企業の取組を支援することを目的とする。</p> <p>(対象企業) 第2条 前半略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">取組概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学校へ行ってみよう</td> <td>参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組を行っている</td> </tr> <tr> <td>2 仕事を語ろう・仕事を見せよう</td> <td>社内での呼びかけや子どもたちによる親の職場訪問に向けた取組などを行っている</td> </tr> <tr> <td>3 <u>子どもと遊ぼう</u></td> <td>自然体験活動や地域活動などの親子や家族での体験活動を促す職場環境づくりに向けた取組</td> </tr> <tr> <td>4 <u>我が社の子育て環境づくり</u></td> <td>上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第5条 略</p> <p>(取組実施の報告) 第6条 <u>協定を締結した企業</u>（以下「協定締結企業」という。）は、鳥取県教育委員会の求めに応じ、協定に基づく取組状況について報告するものとする。</p> <p>(協定の解約等) 第7条 協定は、<u>協定締結企業</u>の申し出により解約することができるものとする。ただし、第8条に基づき協定を破棄する場合は、この限りでない。</p>	項目	取組概要	1 学校へ行ってみよう	参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組を行っている	2 仕事を語ろう・仕事を見せよう	社内での呼びかけや子どもたちによる親の職場訪問に向けた取組などを行っている	3 <u>子どもと遊ぼう</u>	自然体験活動や地域活動などの親子や家族での体験活動を促す職場環境づくりに向けた取組	4 <u>我が社の子育て環境づくり</u>	上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組
項目	取組概要																				
1 学校へ行ってみよう	参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組																				
2 仕事を語ろう・仕事を見せよう	子どもたちによる親の職場訪問などの取組																				
3 <u>子どもの体験活動をひろげよう</u>	親子や家族で参加する自然体験活動や地域活動などの実施に向けた取組																				
4 <u>我が社の子育て支援</u>	上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組及びおおよび学校や地域と連携した取組																				
項目	取組概要																				
1 学校へ行ってみよう	参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや休暇が取りやすい職場環境づくりの取組を行っている																				
2 仕事を語ろう・仕事を見せよう	社内での呼びかけや子どもたちによる親の職場訪問に向けた取組などを行っている																				
3 <u>子どもと遊ぼう</u>	自然体験活動や地域活動などの親子や家族での体験活動を促す職場環境づくりに向けた取組																				
4 <u>我が社の子育て環境づくり</u>	上記1～3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組																				

(協定の破棄)

第8条 鳥取県教育委員会は、次に掲げる場合には協定を破棄し、その旨を公表することができるものとする。

- (1) 協力企業が協定締結の要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 協力企業が協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組が不十分であると認めた場合
- (3) 上記のほか、協力企業の信用失墜行為があったと認めた場合

(協定書の返還)

第9条 第7条及び第8条により、協定を解約又は破棄した場合は、協力企業は、協定書を遅滞なく返還しなければならない。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

平成19年12月27日一部改正

(協定の破棄)

第8条 鳥取県教育委員会は、次に掲げる場合には協定を破棄し、その旨を公表することができるものとする。

- (1) 協定締結企業が協定締結の要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 協定締結企業が協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組が不十分であると認めた場合
- (3) 上記のほか、協定締結企業の信用失墜行為があったと認めた場合

(協定書の締結)

第9条 第7条及び第8条により、協定を解約又は破棄した場合は、協定締結企業は、協定書を遅滞なく返還しなければならない。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。